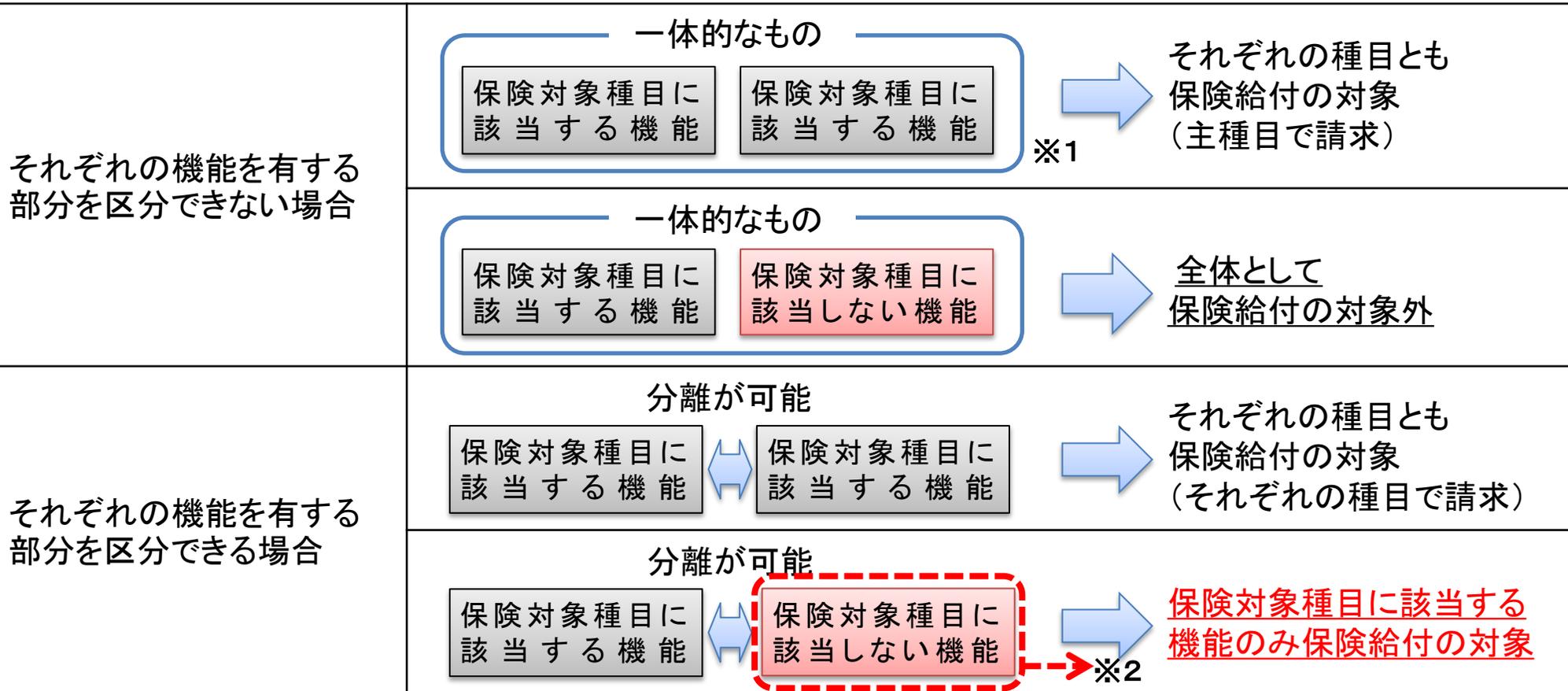


# 複合的機能を有する福祉用具の取扱について(案)

資料5-1

- 介護保険の給付対象となる福祉用具について、2つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしている。
- このことは、その福祉用具に求める機能以外に他の機能が付加されることで、福祉用具の貸与(購入)価格が上がり、介護給付費の増大につながることを防止するための措置。
- しかしながら、利用者の選択性の充実といった観点から、それぞれの機能が分離可能な場合については、保険対象種目に該当しない機能を利用者が必要に応じて追加し利用することを認めてはどうか。



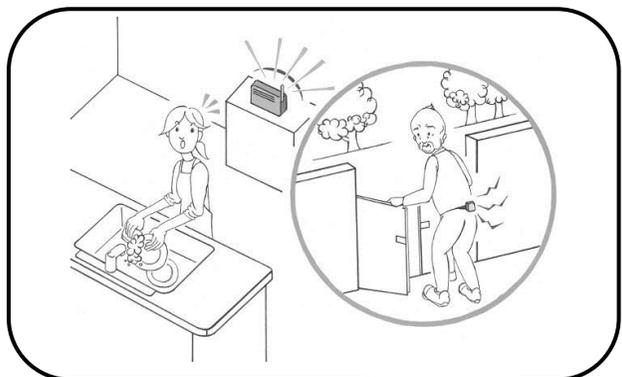
※1 特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断。

※2 保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可。

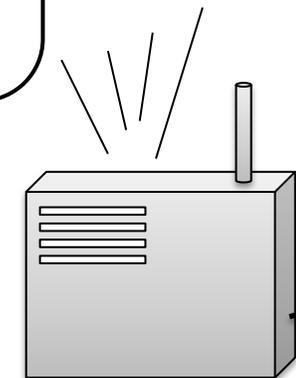
保険対象種目に該当する機能と保険対象種目に該当しない機能が混在している場合であって、それぞれの機能が分離可能な場合の取扱イメージ

介護保険の対象となる機能

利用者が必要に応じて選択し  
利用できる機能



介護保険の対象として  
想定している利用例



認知症老人  
徘徊感知機器

分離可



屋外で情報をキャッチ

自己負担で  
利用可



利用者が選択的に  
追加する機能  
(オプション)



メール等でお知らせする機能  
※メール等でお知らせする機能に  
係る主な機能・構造等は本体外  
であるオプションに帰属。